

第164回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

第164回組合会会議録

平成22年11月25日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル3階「ウィンザー」において第164回組合会を開催した。

組合会の目的である事項

- 報告第 1号 監査報告書（施設監査）の提出について
- 報告第 2号 監査報告書（上半期監査）の提出について
- 報告第 3号 組合会議員選挙の結果について
- 議案第 1号 専決処分（千葉縣市町村職員共済組合職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正）の承認を求めることについて

招集年月日 平成22年11月25日
議 長 岩 田 利 雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（2名）

- 15番 小坂泰久
- 17番 岩田利雄

市町村長以外の議員（10名）

- 2番 平山弘
- 4番 佐藤晴邦
- 6番 秋山秀子
- 8番 須藤和人
- 10番 植木誠
- 12番 伊藤善光
- 14番 小川陽夫
- 16番 梶間恒夫
- 18番 岡信幸
- 20番 長田悟

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（8名）

- 1番 熊谷俊人
- 3番 松崎秀樹
- 5番 藤平輝夫
- 7番 水越勇雄
- 9番 相川勝重
- 11番 根本崇
- 13番 荒木勇
- 19番 豊田俊郎

委任を受けた議員は、次のとおりである。(1名)

15番 小坂 泰久 (委任者8名)

学識経験監事である東出健治は、この組合会に出席した。

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局 長	川 名 健 一
事務局 次長	加 藤 馨
出 納 長	田 中 輝 実
監査室長兼福祉課長	石 井 健 一
総 務 課 長	若 菜 幸 二
年 金 課 長	栗 橋 正 則
保 健 課 長	海 宝 弘 展
経 理 課 長	内 山 昇
情報管理課長	石 井 義 幸
保健課長補佐	榎 田 研 二
情報管理課長補佐	宍 倉 敦 夫
総 務 係 長	五 木 田 雅 之
施 設 長	中 村 和
施設管理課長	森 澄 生
施設管理係長	布 施 幸 一

開 会 (時刻16時15分)

事務局長 お待たせいたしました。本日は、組合会議員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、組合会の開会時間が予定より15分過ぎてしまいまして大変失礼いたしました。それでは、開会にあたりまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、出席をいただきました市町村長議員は2名、委任状8名の合計10名でございます。職員側につきましては10名全員のご出席をいただいております。したがって、地方公務員等共済組合法施行令第11条に規定しております定足数に達しておりますので、ただ今から議事日程にいたがいて、第164回組合会を開催させていただきます。開会にあたりまして議長からごあいさつをよろしくお願い申し上げます。

議 長 組合会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。本日ここに第164回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公務ご多忙の折、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。次第でございます。

さて、共済組合を取り巻く情勢につきまして、若干触れさせていただきます。まず年金制度の関係でございますが、政府の「新年金制度に関する検討会」が、全国民が同じ1つの年金制度に加入、保険料と税金を一体徴収する等の7つの原則からなる年金制度改革の基本方針案の全容を明らかにしたところでありますが、具体的な制度設計への踏み込みは避けた形となっており、今後の動向に注視していく必要があります。

次に、医療制度につきましては、政府の高齢者医療制度改革会議において、「高齢者のための新たな医療制度等について」中間とりまとめ案が示されました。現行の後期高齢者医療制度については、共済組合にも大きい問題であることから、全国市町村職員共済組合連合会が、政府・与党に対して、1点目として、共済組合をはじめ各保険者の意見を十分踏まえること。2点目として、将来にわたって持続可能で安定した運営が確保されるような制度設計をすること。3点目として、共済組合が果たしてきた保険者機能を鑑みると、共済組合が地域保険と共に存続していく制度のあり方が望ましく、将来ともに維持されるべきものであること。の3点について、意見書の提出を行っております。

共済組合を取り巻く情勢は、厳しいものがございますが、組合員とその家族の共済制度の維持・発展に努めてまいり所存でありますので、引き続き、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日、ご審議いただきます案件は、「専決処分承認を求めることについて」でございます。本日の附議案件につきましては、事務局から説明がありますので、慎重にご審議賜りますよう、お願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

議 長 それでは議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、本日の会議を1日と決定いたします。

議 長 次に会議録署名議員の選挙についてお諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は議長において指名することでご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側15番小坂泰久議員、職員側8番須藤和人議員の両名を指名いたします。

議 長 議案の提案の前に報告事項がございます。まず、「監査報告書」が2件提出されておりますので、報告第1号及び報告第2号を一括して、監事から報告を求めます。東出学識経験監事。

学識経験監事 はい。報告第1号でございますが、これは、黒潮荘における監査報告書でございます。10月18日、19日の日程でリニューアルされまし

た黒潮荘の平成22年4月1日から平成22年8月31日までの期間においての施設及び運営状況について監査を執行いたしました。4 監査の結果の概況及び意見でございますが、バリアフリーへの施設改善、接客及び料理等も好評でありますので、今後も家族及び準組合員等の利用増も含めまして、効率的な運営に努めてください。との意見をさせていただいたところです。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組合法第46条の規定に基づき、監査した結果を同定款第49条の規定により上記のとおり報告いたします。

続きまして、報告第2号でございますが、こちらは、共済組合の上半期の監事監査の報告書でございます。平成22年11月15日に平成22年4月1日から平成22年9月30日までのいわゆる上半期の組合の業務及び財産の状況について全般的に監査を執行いたしました。4 監査の結果の概況及び意見でございますが、組合の業務は、法令の定めるところにより適正に処理されており、会計経理面については正確であり、証拠書類についても良好に整理されていると認められたものでございます。6 その他必要な事項でございますが、社会情勢の変動や組合員数の減少により、事業全般に対する影響が懸念されるため、引続き、適正な事業執行と健全な財政運営に努めてください。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組合法第46条の規定に基づき、監査した結果を同定款第49条の規定により上記のとおり報告いたします。以上でございます。

議 長 　ただ今、「監査報告書」について報告がありました。ここで「報告第1号」及び「報告第2号」について一括して、ご質疑を受けたいと思います。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

[「なし」の声あり]

議 長 　ご質疑ないようでございますので、「監査の報告」を終結いたします。

議 長 　次に報告第3号「組合会議員選挙の結果について」事務局から報告を求めます。若菜総務課長。

総務課長 　総務課長の若菜でございます。「組合会議員選挙の結果について」ご報告をいたします。報告第3号をご覧ください。本年、11月30日をもちまして、組合会議員の任期満了となることから11月18日に組合会議員選挙を行った結果を組合会議員名簿ということで記載をしたものでございます。まず1ページには、市町村長議員ということで掲げてございます。いずれの方も現職の方が再選をされております。一方で、2ページをご覧ください。2として市町村長以外の議員、すなわち職員側の議員でございます。第2区、第3区及び第6区におきましては、再選をされておりますが、その他の地区におきましては、7名の方が改選されているという結果でございます。なお、任期につきましては、平成22年12月1日から平成24年11月30日までの2年間となるものでございます。以上です。

議長 報告は以上でございます。これより、議案の上程を行います。議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局から説明を求めます。若菜総務課長。

総務課長 はい。議案第1号を上程させていただきます。議案第1号をご覧ください。「専決処分（千葉県市町村職員共済組合職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正）の承認を求めることについて」、このことについて、組合会を招集する暇がなく臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成22年7月26日別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるといふものでございます。1枚めくっていただきますと、専決処分書がございます。さらにもう1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。こちらに規則の一部を改正する要綱書を掲げてございます。こちらで内容についてご説明いたします。第1改正の目的でございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正並びに千葉県職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い所要の改正を行うこと及び条文の整備を図るため所要の改正を行うことを目的とするものでございます。次に第2改正する事項でございます。1点目は、配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業をすることができることとするということで第2条第1項関係でございます。2点目は、復帰後の給与調整において、期間の換算率を2分の1から100分の100以下に改正するものでございます。こちらは、第15条第4項関係でございます。第3施行期日でございます。この改正は、公告の日から施行し、改正後の千葉県市町村職員共済組合職員の育児・介護休業等に関する規則は、平成22年6月30日から適用する。ただし、第15条第4項の規定は、すなわち期間の換算率の関係ですが、こちらにつきましては、県の条例の改正が平成19年8月1日に行われておりますのでその日から適用するというところでございます。以上でございます。

議長 ただいま、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

長田議員 はい。

議長 はい。20番 長田議員。

長田議員 20番 長田です。説明の中で、平成19年8月1日から期間の換算率を改正したいと説明がありましたが、県の改正に伴いとの説明もございました。県の改正に合わせて市町村職員共済組合の規則につきましても同様の形で改正をした結果、平成19年8月1日からということでの改正をしたのか、確認だけお願いします。

総務課長 はい。議長。

議長 若菜総務課長。

総務課長 今、20番長田議員さんからご質問のありましたとおり、県の改正に合わせて改正したものでございます。

長田議員 はい。

議 長 どうぞ。

長田議員 県の改正に合わせて共済組合の規則は全部、県の改正と一緒に改正をするということですね。

総務課長 県のこの改正については、平成19年3月に提案され、その時点で8月1日から改正ということが議会で決定されています。それをこちらで漏らしており、今になって気が付いたため、遡って改正をしたというものでございます。

長田議員 はい。わかりました。

議 長 他にございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長 以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正）の承認を求めることについて」原案のとおり、可決することに賛成の諸君の挙手をもとめます。

[全員挙手]

議 長 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議 長 以上、附議いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして可決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

さて、皆さまご承知のとおり、私たち組合会議員の任期は、法令の定めるところにより、2年となっております。本年11月末日をもちまして、任期満了となるものでございます。議員各位におかれましては、この2年間の在任中、黒潮荘の改修工事、特定健診の導入に伴う保健事業の見直しなど、組合員とその家族の生活の向上のために多大なご尽力を賜りましたことについて、深く敬意と感謝を表しますとともに、心からお礼を申し上げます次第でございます。

閉会にあたりまして、議員各位の益々のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。第164回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

閉 会 （時刻 16時30分）

平成22年11月30日調製

議 長 岩 田 利 雄

署名議員 小 坂 泰 久

署名議員 須 藤 和 人